

別表1（第3条関係）

補助事業名	経 費	補助率等	
		本島	離島
水産基盤整備事業	(1)漁港施設の整備に要する経費	9/10以内	
	(2)漁場施設の整備に要する経費	5/6 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)	
	(1)漁港施設の保全に要する経費	9/10以内	
	(2)増殖場の保全に要する経費	6/10以内	
	(3)養殖場の保全に要する経費	1/2以内	
	水産環境整備事業（特定漁港漁場整備事業）	事業費の5/6（千円切り上げ）から事業費の6/10（千円切り捨て）を差し引いた金額	
	漁場施設の整備に要する経費	5/6 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)	
	水産環境整備事業		
	漁業集落環境整備事業（補助事業）	7.75/10以内	8.25/10以内
沖縄振興公共投資交付金	(1)市町村が行う漁港施設の整備にあっては、次のとおりとする。 ア 基本施設又は輸送施設若しくは公共施設用地 イ 漁港浄化施設	(1) 79/10以内 45/10以内	
	(2)市町村が行う魚礁及び養殖場の整備に要する経費	(2)5/6 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)	
	(3)市町村が行う増殖場の整備に要する経費	(3)6/10以内	
	(4)市町村が行う事業のうち、水産業協同組合が実施する荷さばき所の整備に要する費用	(4)1/2以内	
	(5)漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う漁礁の整備に要する経費	(5)5/6 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)	
	(6)漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が行う漁礁の整備に要する経費につき、市町村がその経費の5/6以上補助する場合に要する経費	(6)5/6 (補助金額の千円未満は端数を切り上げる。)	
	(7)市町村が行う主要関連道の整備に要する経費	(7)4/5以内	
	(8)市町村が行う付帯関連道の整備に要する経費	(8)1/2以内	
	(9)市町村が行う一般漁港関連導の整備に要する経費	(9)1/2以内	
	漁港漁村環境整備事業	7.5/10以内 7.75/10以内 ウ 市町村が行う漁港漁村環境整備事業に要する経費で次の(1)～(6)にあげるもの (1)漁港施設の整備に要する経費 (2)漁場施設の整備に要する経費 (3)環境施設の整備に要する経費 (4)集落環境施設の整備に要する経費 (5)水域環境保全の整備に要する経費 (6)地域創造型の整備に要する経費	8/10以内 8.25/10以内 8.5/10以内 9.5/10以内 8.5/10以内 8.75/10以内
	海岸環境整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	1/3以内
	海岸保全施設整備事業	市町村が行う左記事業に要する経費	9/10以内
( ) 増 漁 非 進 港 公 事 機 共 業 能	漁港機能増進事業	(1)漁港施設の整備に要する経費 (2)魚礁、増殖場、養殖場及び漁場の保全のための整備に要する経費 (3)その他の施設の整備に要する経費	9/10 以内 6/10 以内 1/2 以内

※上表中の「離島」とは、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規程に基づき指定された離島をいう。